

令和２年度筑前町予算審査特別委員会記録（２日目）	
招集年月日	令和　２年　　３月　１０日（火）
招集の場所	筑前町役場議会議場
開　　　議	令和　２年　　３月　１１日（水）　　１０時　００分
閉　　　会	令和　２年　　３月　１１日（水）　　１１時　５８分
正副委員長	委員長　横　山　善　美　　　　　副委員長　木　村　博　文
出席委員	1 番 寺 原 裕 明 3 番 持 山 英 幸 5 番 木 村 和 彦 7 番 田 口 讓 司 9 番 奥 村 忠 義 1 1 番 木 村 博 文 1 3 番 横 山 善 美 2 番 柳 雅 明 4 番 石 橋 里 美 6 番 深 野 良 二 8 番 山 本 一 洋 1 0 番 山 本 久 矢 1 2 番 河 内 直 子 1 4 番 田 中 政 浩
出席委員数	１４名
欠 席 委 員	な　し
地方自治法 第１２１条 の規定によ り説明の為 に出席した 者の職氏名	町　　　長 田　頭　喜久己 教　育　長 入　江　哲　生 企　画　課　長 岩　下　定　徳 税　務　課　長 藤　本　英　明 健　康　課　長 古　川　秀　志 建　設　課　長 堀　内　　　明 農林商工課長 近　藤　亮　太 福　祉　課　長 重　信　利　子 教　育　課　長 橋　本　照　美 副　町　長 中　野　高　文 総　務　課　長 大　武　一　幸 財　政　課　長 神　本　浩　美 住　民　課　長 亀　田　美　香 人権・同和対策室長 環　境　防　災　課　長 倉　掛　俊　一 都　市　計　画　課　長 林　　　浩　嗣 上　下　水　道　課　長 川　波　　　剛 こ　ど　も　課　長 一　木　眞　澄 生　涯　学　習　課　長 福　本　　　歡
欠　席　者	な　し
本会議に職 務のために 出席した者 の職氏名	議会事務局長 仲　村　浩　之 財政課財政係 田　中　達　也 議会事務局議会係長 中　原　玲　子

議 事 録

令和 2 年度予算審査特別委員会

[第 2 日]

令和 2 年 3 月 1 1 日（水）

	(10:00)
議長	おはようございます。 本日は、東日本大震災の発生日から9年経ちます。予算審査特別委員会開催前に、議場におられる皆様で、東日本大震災で犠牲になられた方々に対し黙とうを捧げたいと思います。ご協力をお願い申し上げます。 皆様ご起立ください。 黙とう (全員黙とう)
議長	お直りください。ご協力ありがとうございます。 予算審査特別委員長と交代いたします。 (委員長と交代)
開 会	
委員長	改めまして、本日の出席委員は、14人につき、定足数に達しております。 これから本日の会議を開きます。 昨日に引き続き、予算審査特別委員会を再開いたします。 歳入の説明を求めます。 財政課長
財政課長	おはようございます。 それでは、歳入について、説明をさせていただきます。 予算書10ページをお願いいたします。 1款町税は31億520万6,000円を計上いたしております。前年度比1億1,723万9,000円の増です。 内訳につきましては、13ページをお願いいたします。 町民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税、入湯税、すべて前年度より増額で予算計上をしておるところでございます。 10ページに戻ります。 2款地方譲与税から5款株式等譲渡所得割交付金までは、前年度実績により予算計上いたしております。 6款法人事業税交付金1,200万円は、令和2年度から交付をされる交付金です。法人事業税の一部が交付金として市町村に交付されます。 なお、法人町民税の税率は引き下げられております。 7款地方消費税交付金6億1,000万円は、地方消費税率の引き上げ分を見込みまして、前年度比1億1,500万円の増で計上いたしております。 9款環境性能割交付金2,400万円につきましては、自動車取得税交付金が廃止をされ、新たに創設をされたものです。 12款地方交付税は37億5,674万4,000円で計上しています。 国における令和2年度地方財政計画の地方交付税総額は1兆6,882億円で、前年度より4,073億円の増額となっております。 また、本町の合併算定替特例の上乗せにつきましては、令和元年度をもって終了となっております。 14款分担金及び負担金1億9,883万6,000円、前年度より4,139万9,000円の減額です。 保育無償化に伴う保育料の減が主なものでありますけど、前年度予算につきましては、令和元年10月からの無償化による保育料収入を予算計上しておりましたので、2年度ではさらに減額ということになります。 15款使用料及び手数料2億3,421万4,000円、前年度より777万6,000

	0円の増額です。 16款国庫支出金14億7,468万3,000円、前年度より9,784万9,000円の増額です。増額の主なものは、保育無償化に対する保育所運営負担金、コスモスプラザ、めくばー、各小中学校のLED等工事に対する補助金を新たに予算計上したことによるものです。 17款県支出金10億6,229万1,000円、前年度より3,845万8,000円の増額です。増額の主なものは、保育無償化に対する保育所運営負担金の増によるものです。 18款財産収入2,428万5,000円、土地の貸付収入並びに各種基金の利子でございます。 19款寄附金3億16万1,000円、前年度より1億5,000万円の増額です。ふるさと応援寄附金を3億円と見込み、予算計上をしているものです。 20款繰入金6億4,574万4,000円、前年度比1億9,192万4,000円の増額です。増額の要因につきましては、学校ほか公共施設の設備改修工事に公共施設等整備基金、ふるさと応援基金を繰り入れることによるものです。 21款繰越金は2億円を計上しています。 22款諸収入1億5,223万7,000円、前年度比2,263万4,000円の減です。減額の主なものにつきましては、前年度に宝くじ助成金1,500万円があったことによるものです。 23款町債5億6,787万1,000円、前年度比5,182万1,000円の減です。 当初予算における公債費の元金償還に対する借入金の割合は57.8%となっております。 以上で、説明を終わります。
委員長	説明が終わりましたので、質疑に移ります。 石橋委員
石橋委員	13ページの歳入の町税のところで、個人と法人と前年度に比べまして、見込みで増えておりますけれども、これの増額の根拠はどういうところなんでしょうか。お尋ねいたします。
委員長	税務課長
税務課長	根拠という考え方ではございません。基本的には歳入の調定を推計しております。過年度の、いわゆる歳入調定額の推移を推計しまして、来年度の推移というものをはかって、大体3%程度の伸びがあると。それに対して収納率ですね、収納率、去年が98.6%でした。だから、少し伸びております。その収納率を掛けあげて予算化しております。 法人についても同じような考え方ですね、前年それから前々年、3年ぐらい前のものからずっと集計して行って、調定をはかって、そして、それに対して収納率を掛けて、そして予算額としております。以上でございます。
委員長	山本一洋委員
山本一洋委員	関連になるかとも思いますが、町税の関係でございまして、考え方というか予防も含めてでございまして、お尋ねをしたいと思います。 今、石橋委員のほうからもありましたけれども、本年度、予算が大幅に増額となっている。3税で増額となっているわけでございます。これは、景気の状態等もあるかとも思いますが、やっぱり収納率の向上も大きな要因であるというふうに、私は思っています。 そういった意味でですね、収納率を上げる、向上することによって努力すれば、そ

	れだけ調定の額も3%というふうな話も今ありましたけれども、推移ができるという ようなことからすればですね、原課、担当課の努力も大変されていることからこうい うふうな結果もあると思っていますので、ぜひとも、適正な配置、人員配置がもう少 しできないか、というふうなことも考えておりますが、町長の、担当課のお考えをお 願いしたいというふうに思います。
委員 長	田頭町長
町 長	お答えいたします。 昨日も人事管理についての質問がございました。すべての課において不足だという ふうなことで、非常に人事担当としてはですね、苦慮しております。 そういった中で、特に昨年は、その中から災害要員をそれぞれ1人ずつ出してもら ったということで苦労があるわけですがけれども、税務課についても同じようなことが 言えると思っています。 ただ、1つの手法としてですね、人員だけを増員していても1割、2割増員しな ければならない、そういったことは財政的に無理だと。交付税の算定の中にも、そう いった陣容は予定されておらない。いうことでございますので、今の陣容の中でやり 繰りをしていきたいと思っています。 その手法の1つに、かつてはなかった広域による人材の確保ですね、そういった方 が極めて有効であります。わが町だけで1人を採用するとすれば数百万かかりますけ れども、普通団体であるプロ、そういった税に非常に精通した方を雇用する。複数自 治体で雇用することによって負担は3分の1になる。なおかつ専門的な知識が大いに 生かせる。そういった手法でかなり成果が上がっております。10年前とぜひ比較し てほしいと思っています。その中で職員も、かなりスキルアップしておりますので、 そういったことを中心にしながらやっていきたいと思っています。 今からの行政は、単独だけでは困難な時代がやってまいりました。したがって、 広域連携というのがですね、今後大きな問題として、私どもが解決しなければなら ないと思っていますので、そういったことも視野に入れながら、職員管理は考えてい きたいと思っています。よろしくお願いいたします。
委員 長	他に質疑はございませんか。 河内委員
河内委員	19款の寄附金についてお尋ねします。 ふるさと応援寄附金、年々たくさんいただいているんですけども、昨年に比べ倍 額ですね、1億5,000万から3億、これだけの見込みは見込めるのでしょうか。
委員 長	財政課長
財政課長	ふるさと応援寄附金につきましては、昨年度の予算が1億5,000万で見ておった と思います。 ただし実際はですね、すみません、ちょっと持ち合わせておりませんけど、前年度 の実績がですね、2億3,000万ほどありましたので、今年もですね、2億、それ以 上の寄附が今見込められておりますので、実際、予算上はですね、1億5,000万と 3億ということで倍増となっていますけど、現実的にはですね、そういった倍増とい うことでは、ちょっと予算上倍増にはなっておりますけど、実際はそれに近い数字が 今も収入として上がっているという状況です。
委員 長	田頭町長
町 長	少し補足したいと思います。 うちのほうでも観光いちご園もつくりました。それに伴いまして、またわが町で観 光いちご園を開園したいという方も生まれてきております。それがうちの目的でもご ざいすけれども、そういった方々に積極的にですね、イチゴというのが「あまおう」

	が非常に極めて人気でございますので、この「あまおう」の増産をはかりながら、政策的にイチゴを取り入れていきたいと、そのようにも考えております。 それから、ふるさと納税は新しい制度としてですね、企業納税、企業ふるさと版が非常に注目されつつあります。ぜひ、こういった分野をしっかりと勉強しまして、新たな事業については、そういったふるさと納税を活用していくと、いうことが新しい財源の1つの方法になろうかと思っております。 そういった方面をしっかりと勉強してですね、ふるさと納税の企業版、それにも取り組んでいきたい。その期待も込めての、この額でございます。
委員長	他に質疑はございませんか。 これで質疑を終わります。 これから、議案第13号「令和2年度筑前町一般会計予算について」を、採択したいと思います。 これに、ご異議ありませんか。 (異議なし)
委員長	異議なしと認めます。 議案第13号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
委員長	挙手多数です。 したがって、議案第13号は、原案のとおり可決されました。
委員長	続きまして、議案第14号「令和2年度筑前町国民健康保険事業特別会計予算について」を、議題とします。 説明を求めます。 健康課長
健康課長	ここから特別会計に入りまして、健康課から国保特別会計の予算説明をさせていただきます。 まず、安定した国保財政運営の取り組みの1つしまして、元年度税率改正を行い、被保険者をはじめ皆様方のご協力、ご理解のもとで、円滑な運営ができております。 令和2年度、当初予算編成も元年度に続き、納付金の負担緩和措置団体に入っておりますけれども、一般会計からの法定外繰入金なしで予算編成ができております。 それでは、令和2年度国保特別会計予算書の1ページをお願いいたします。 令和2年度筑前町の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。 第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ32億732万1,000円と定める。 前年度から1億7,712万9,000円の減額となりまして、主な要因としましては、医療費の減額見込みによります保険給付費の減額によるものでございます。 第2条、一時借入金の最高額を5億円と定めております。 第3条、歳出予算の流用について定めたものでございます。 歳出の要点のみご説明申し上げます。10ページをお願いいたします。 1款1項総務管理費です。国保事業の人件費及び事務費を計上しておりますけれども、前年度から1,085万5,000円増額の5,408万6,000円での計上です。 増額の主な要因は3点ございます。 1つ目、2節給料から4節共済費の会計年度任用職員を除く人件費で、前年度から670万7,000円増額となっております。職員5人分を計上しておりますけれども、人事によります支出対象者の変更によります増額となっております。

	2つ目です。1節報酬の564万円は、会計年度任用職員の報酬です。昨年度までの2人分と職員の産休代替の1人分の、2年度につきましては、3人分で計上しておりますことから、176万8,000円の増額となっております。 3つ目は、昨年度計上はございませんでしたが、12節委託料の国保オンライン資格確認対応業務委託料237万6,000円で、すべての医療保険者間でマイナンバーカードを用いたオンラインでの資格照会を可能とするシステム改修が必要となり、補助金100%の事業を行うものでございます。 次に、1款2項1目賦課徴収費につきましては、国保税を賦課徴収するための予算で、前年度から3万9,000円減額の284万5,000円と、ほぼ同額でございます。 2款保険給付費につきましては、全体で22億2,883万8,000円となりまして、昨年度から2億3,708万7,000円の減額です。被保険者数及び4カ年の実績医療費等の推計により計上しているものでございます。 このうち13ページをお願いいたします。 2款4項1目出産育児一時金につきましては、これまでの実績を踏まえ、前年度から126万円減額の1,134万円の27人分での計上です。 2款5項2目葬祭費におきましても、これまでの実績を踏まえまして、前年度から15万減額の135万円の45人分での計上になります。 3款国民健康保険事業納付金は、県が保険料収納必要額を市町村ごとに納付金を算定したものであり、令和2年度編成では激変緩和措置の収束を見定め、一定の割合見直し調整が行われ、本町においては2年度、1人当たり8,539円減額の負担緩和措置を受けております。前年度より1人当たり1万2,536円の増額となり、負担緩和後は1人当たり13万3,899円となり、一般・退職合わせまして、前年度から4,472万7,000円増額の、総額8億6,880万4,000円の計上となりました。 県内60市町村の負担緩和措置状況につきましては、本町を含め25団体となっており、激変緩和措置も令和5年度までの実施となっております。今後の納付金の推移が非常に大きな要素となりますので、引き続き研究、検討が必要と考えております。 14ページです。 6款1項2目疾病予防費817万9,000円は、レセプト点検や医療費通知などの経費を計上しており、これまでの実績や見積もり等を踏まえ、前年度から42万円の減額での計上としております。 15ページ、6款2項1目特定健康診査等事業費は、前年度から451万2,000円増額の3,401万2,000円を計上し、令和2年度は特定健診受診率44%を目標とし、取り組みを進めるものでございます。 増額の主な要因としましては12節委託料であり、前年度から342万6,000円増額の2,766万2,000円で、増額要因は3点ございます。 1つ目は、特定健診受診者増加を見込んで161万円増額の、特定健診委託料1,550万2,000円です。 2目は、90万3,000円増額の健康づくり運動指導業務委託料540万1,000円です。これは、生活習慣病の重症化予防対策として、スリムエクササイズ教室、血糖値改善教室、エクササイズスペース教室の3教室を健康運動指導士に委託し、本町の保健師、管理栄養士とともに実施しておりますけれども、体力、筋力向上、生活習慣病の予防など目的に応じ教室の開催回数を増加し、強化するものでございます。 3つ目が、29年度から取り組んでおります特定健診受診率向上対策として、専門業者への受診勧奨業務委託料84万8,000円増額の420万1,000円を計上しております。 職員の努力も当然ございますけれども、頑張りに加え、この取り組みによりまして、
--	--

	28年度35.2%が、30年度確定分で42.6%と向上しておることから、継続しての取り組みを行い、受診率向上対策を図っていきたいと考えております。 8款公債費から10款予備費までは、前年度同額計上でございます。 以上で、歳出の説明を終わります。 次に、歳入をご説明申し上げます。7ページをお願いいたします。 1款は国保税です。 被保険者数は減少傾向でございますけれども、元年度の税率改正を踏まえ、収納率95.66%で見込み、前年度から307万2,000円増額の6億8,703万4,000円での計上しております。 なお、退職被保険者の現年課税につきましては、制度廃止に伴い、対象者が3月で0人となったことから計上はございません。 5款国庫支出金、オンライン資格確認システム整備費補助金237万6,000円は、歳出で説明いたしました国保オンライン資格確認対応業務委託料に対する補助金100%分を計上しております。 8ページ、6款1項1目保険給付費等交付金は、前年度から2億1,086万円減額の22億3,486万3,000円で計上しております。 このうち、普通交付金21億8,658万5,000円は、歳出2款保険給付費に要する費用を計上しております。医療費減額の推計見込みにより、前年度から2億1,004万9,000円の減額での計上しております。 次に、特別交付金4,827万8,000円は、保険事業等を支援するなど、説明にございますように4つの項目に分けられ、特別な事情に対し、その事情に考慮し交付されるもので、推計し計上しているものでございます。 このうち保険者努力支援分は、特定健診受診率向上、医療費適正化や収納率向上など、それぞれの指標に対しての取り組みに対しインセンティブが与えられており、今年度から法定外繰入金の解消についても指標評価には導入されております。 10款1項1目一般会計繰入金は、前年度から2,408万4,000円増額の2億7,303万7,000円で計上しております。 増額の主な要因としましては、試算によりまして、保険基盤安定繰入金1,433万4,000円の増額、職員給与等繰入金886万5,000円の増額で、歳出で説明しましたとおり、人件費の職員5人分の支出対象者の変更によるものでございます。 1節から5節までは法定内繰入金での計上です。 6節その他一般会計繰入金、前年度から156万1,000円増額の3,589万7,000円での計上であり、そのうちその他保険事業繰入金2,697万8,000円は、特定健診等ほか保険事業にかかる費用を入れております。 その他一般会計繰入金891万9,000円は、地方単独事業の公費医療影響減額分を繰入れする法定外繰入金ですが、赤字補填以外で認められている繰入金となっております。 したがいまして、昨年度に続きまして、赤字補填での完全な法定外繰入金は計上しておりません。先ほど説明いたしましたように、赤字補填での法定外繰入金は、保険者努力支援制度の指標評価に加えられましたので、マイナス評価を受けないよう引き続き、赤字補填での法定外繰入金が発生しないよう努めていきたいと考えております。 12款諸収入は、前年度から420万増額の920万9,000円で、増額の主な要因としましては、9ページ、12款4項5目一般被保険者第三者納付金500万円で、近年の収入状況と現在の状況、今後の推計から400万円増額計上しております。 以上が、令和2年度国保特別会計当初予算説明といたしますけれども、制度改革3年目の編成となりました。今後の医療費の動向、納付金など流動的な要素も多くあり、
--	---

	改革2年目の元年度決算も不明であり、不安もございますが、また、保険事業と介護予防の一体的実施に向けた取り組みが、令和2年度の課題の1つであります。 いずれにしましても、円滑な運営となるよう努めてきたいと考えておりますので、ご指導のほどよろしくお願いいたします。 以上で、国保特別会計の令和2年度当初予算の説明を終わります。よろしくお願いいたします。
委員長	説明が終わりましたので、質疑に移ります。 河内委員
河内委員	予算書の15ページです。 特定健康診査等事業費、先ほど課長の説明の中で、受診率今年度は44%見込んでいたということでしたので、その中の説明で、前年度からも上がっているということをおっしゃっておいりましたので、過去の見込みはお尋ねしませんが、受診率、国の定めた60%いかないとペナルティがあるというのは大丈夫なんでしょうか。
委員長	健康課長
健康課長	お答えいたします。 国目標の60%につきましては、ペナルティ等はございません。 ただし、先ほどから申しています保険者努力支援制度、その中で評価がございまして、何%上がったら何ポイント付きますとか、そういった部分での努力が認められたということで、加点があげられまして、その金額が収入に影響してくるものでございます。 過去3カ年の、問われませんと言われましたけども、一応ですね、筑前町の受診率が60%には達しておりませんが、国県の平均値より大きくなっているということだけは、ちょっとスタッフの頑張りをですね、認めていただきたいと思います、ちょっと述べさせていただきますと思っております。 町のほうが28年度35.2%、県の平均が32.3%、全国では36.6%で、このときは全国平均より落ち込んでおります。 29年度、筑前町36.5%、県が33.5%、全国が37.2%です。この時点でも全国よりは下回っていますが、県より上回っております。 30年度、筑前町42.6%、県平均34.8%、全国平均37.9%ということで、30年度確定で大きく上回ることでございます。 ただ今年度、令和元年度見込みにつきましては、ちょっと落ち込みまして、受診者数の減少が伴いまして41%の見込みとしております。 その分を踏まえて現場のほうでは、2年度44%を目標にして取り組んでいくんだということでやっております。 これに併せまして、特定健診を受診していただきますと、結局それから掘り起こして重症化予防対策、指導者の対象を選択しまして指導しております。ここに時間を要しております。これがですね、大きく、筑前町の場合は国県より大きく上回っておりますので、これもお知らせしたいというふうに思っております。 特定保健指導実施率につきましては、これも国目標は60%でございます。 28年度が、筑前町は57.4%、県全体が41.7%、全国26.3%です。 29年度、筑前町82.2%、福岡県43.2%、全国26.9%。 30年度、筑前町75.7%、福岡県44.1%、全国28.9%と、大きくこの辺りの掘り起こし、それから保健指導の実施率、重症化にならないような取り組みを掘り起こしまして、しっかりスタッフの中で指導しているというのは、この辺りで、数字で浮かび上がってきているものだと思っております。以上でございます。
委員長	河内委員

河内委員	通告、載せてなかったんですけれども、13ページです。 国民健康保険事業納付金の中の説明で、負担緩和25自治体で筑前町も入っているということでしたが、この県の負担緩和措置が、最初は3年ということでしたが、新聞などを読みますと、もう2年で打ち切るような話があるんですが、それは心配ないんでしょうか。
委員長	健康課長
健康課長	お答えいたします。 先ほどの予算の説明の中でも申し上げましたとおり、今年度、福岡県におきましては、負担緩和をいつまでやるかということが改めて協議がなされました。県内全体の統一、福岡県でも国保運営協議会というのを持っておりますし、そういった部分の中で議論をされまして、終息緩和をしていくんだと。最終的には、当然、負担緩和はとりやめなくちゃいけないと、通常どおりに持っていく。これを令和5年度までは実施していくということで決定しておりますので、福岡県は、令和5年度までは実施があります。 ただし、筑前町が令和5年度まで負担緩和措置を受けるかどうかは不明でございます。以上です。
委員長	田口委員
田口委員	被保険者の件でお尋ねですが、在日外国人は町内で何名おられるかですね、ちょっとお尋ねしたいと思います。
委員長	健康課長
健康課長	お答えいたします。 今年度分ですよろしいでしょうか。現時点ですよろしいでしょうか。 今年度2月末現在、被保険者数が6,606人です。2月末現在で国保の被保険者数が6,606人、うち外国人は23名となっております。以上です。
委員長	田口委員
田口委員	何でこういう質問をしますかと言いますと、ちまたで、新聞等でいろいろありますけれども、外国人の方が不法にですね、健康保険証を使用するという事態があるというふうに聞いておりますので、十分注意してですね、保険事業を行ってもらいたいと思います。以上でございます。
委員長	河内委員
河内委員	予算書の11ページです。 1款総務費、賦課徴収費の中の7節報償費、一番上の徴収専門員謝金、これの内容をちょっと教えていただきたいんですが。
委員長	健康課長
健康課長	お答えいたします。 先ほど職員の定員配置の部分は歳入のほうでご説明されました。その後の回答で、町長のほうからも良い人材を広く使ってやるんだということで、専門職を活かすということでの答弁がございました。そのうちのお一人でございます。 税務課の納税推進のほうで従事されてあります方を収納対策、国保のですね、徴収専門員の収納対策アドバイザーとして、謝金としてお支払いをしているような現状の、1年間分の謝金です。以上です。
委員長	他に質疑はございませんか。 これで質疑を終わります。 これから、議案第14号「令和2年度筑前町国民健康保険事業特別会計予算について」を、採択したいと思います。 これに、ご異議ありませんか。

	(異議なし)
委員長	異議なしと認めます。 議案第14号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
委員長	挙手多数です。 したがって、議案第14号は、原案のとおり可決されました。
委員長	続きまして、議案第15号「令和2年度筑前町後期高齢者医療特別会計予算について」を、議題とします。 説明を求めます。 健康課長
健康課長	続きまして、健康課から後期高齢者医療特別会計予算を説明させていただきます。 お手元のほうに、令和2年度筑前町後期高齢者医療特別会計予算書のほうをお願いいたします。 1ページでございます。 第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ4億2,353万4,000円と定める。 前年度から2,863万4,000円の増額となりましたけれども、主に保険料率等見直しや被保険者数の増加、これによりまして広域連合納付金2,752万7,000円の増額によるものでございます。 また、医療費状況につきましては、福岡県の後期高齢者被保険者1人当たりの医療費につきましては、14年度から連続で全国1位となっております。この全国1位の福岡県内で、筑前町の1人当たり医療費は、27年度4位、28年度5位、29年度9位と、そして県平均を超えている状況にございまして、大きな課題として捉えております。 この後期高齢者医療特別会計につきましては、町の業務であります保険料の徴収と、その事務に係る経費を計上しております。 それでは、歳出から説明をいたします。8ページをお願いいたします。 1款1項1目一般管理費は、前年度から14万4,000円増額の204万円となっております。 増額の主な要因としましては、7節報償費37万円で、管理栄養士に健診後のフォローアップをお願いし、重症化予防対策を図るもので、広域連合の交付金事業を活用しております。 1款2項1目徴収費、前年度から96万3,000円増額の164万4,000円の計上で、増額の主な要因は、100%補助事業でございます保険料軽減特例見直しに伴うシステム改修事業による委託料97万9,000円の計上によるものでございます。 2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金は、広域連合の試算に基づき計上しておりますけれども、前年度から2,752万7,000円増額の4億1,879万9,000円となっております。 特に、保険料負担金につきましては、2年に1回の保険料率改正、賦課限度額等の引き上げ等もございまして、1,981万4,000円増額の3億931万6,000円となっております。 3款諸支出金から4款予備費につきましては、前年度同額での計上としております。 次に、歳入6ページをお願いいたします。 1款後期高齢者医療保険料につきましては広域連合試算によるもので、前年度から

	1,981万4,000円増額の3億831万6,000円での計上です。これは、先ほど申し上げましたように、2年に1回の保険料率改正、賦課限度額の引き上げ、被保険者数の増加、軽減特例見直し等もございまして増額となったものでございます。 3款国庫支出金、円滑運営事業費補助金97万9,000円は、歳出で説明しました保険料軽減特例見直しに伴うシステム改修事業委託料の、100%補助事業によります計上でございます。 5款1項1目事務費繰入金1,198万円は、前年度から199万8,000円増額の、広域連合に対する事務費935万1,000円と町の事務費262万9,000円に対する繰入金を計上しております。 2目保険基盤安定繰入金1億13万2,000円は、歳出の広域連合納付金で計上しております費用を、一般会計で県負担金4分の3を受け入れ、町負担4分の1を継ぎ足して繰入れ対応するもので、広域連合試算により計上しているものでございます。 7款諸収入は、前年度から36万4,000円の増額で、91万8,000円を計上しております。 主な増額要因としましては、7款5項5目雑入に計上しております36万5,000円になります。これは、歳出の一般管理費で、広域連合交付金を活用し、管理栄養士に健診後のフォローアップをお願いして、重症化予防対策を図ると説明いたしました。事務費交付金と重症化予防事業委託料をここで計上しております。 以上で、後期高齢者医療特別会計の予算説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。
委員長	説明が終わりましたので、質疑に移ります。
河内委員	河内委員
河内委員	滞納者についてお尋ねします。 滞納者は何人いらっしゃるか、分かりますか。
委員長	健康課長
健康課長	お答えいたします。 2月末現在で59名の方が滞納者となっております。
委員長	河内委員
河内委員	その59名のうち保険証が本人の手元に行っていない方はいらっしゃるのでしょうか、お尋ねします。
委員長	健康課長
健康課長	お答えいたします。 滞納者59人のうち短期証交付者が12人おられます。この12人のうち、受け取りがまだ、お手元に届いていない方は5名いらっしゃいます。
委員長	河内委員
河内委員	高齢者の方は、いつ病気にかかれるか分かりません。5人の方も未渡しということでは、その方が病院にかかれないことになりかねません。その5人に対して、どのような手立てをとっているのか、お尋ねします。
委員長	健康課長
健康課長	お答えいたします。 町のほうからはですね、こういった状況ですので、お手元に取りに来てくださいと。滞納の関係もございまして、そこで相談業務もございまして、基本的には窓口のほうに来ていただくということで、指導はしているような状況です。 ただ、なかなか、こちらのほうにおみえにならないというままで、一応5人という形にはなっておりますが、一応、分納計画もされておる方もおられます。 そういった部分が、過去の部分が残ったりとか、現年分は特別徴収に切り替わって

	落ちているとか、様々な要因はございますが、議員おっしゃるように、5人の方にはお手元に届いてない状況でございます。この分につきましても、また何らかの対策をですね、再三、連絡はしておりますけども、うちのほうで、また別手立てを課内でも協議しまして、対応をさせていただきたいと思っております。分納計画とともに実行したいというふうに思っております。以上です。
委 員 長	河内委員
河内委員	この5人に対しては、すべて連絡が取れているんですか。 取れてなくて、もし、万が一自宅で亡くなっていたとか、そういうことはないんでしょうか。
委 員 長	健康課長
健康課長	お一人住まいかどうかは、私、ちょっと手元に資料を持っておりませんので、特別そこまで把握をしておりませんのが実情でございます。 ただ、通知等を送りまして、こちらのほうに宛先不明で戻って来ることにもございません。連絡等をしているかどうか、ちょっと今のところ確認は取れておりませんけども、その辺り含めてですね、対策を取りたいというふうに思っております。以上です。
委 員 長	他に質疑はございませんか。 これで質疑を終わります。 これから、議案第15号「令和2年度筑前町後期高齢者医療特別会計予算について」を、採決したいと思います。 これに、ご異議ありませんか。 (異議なし)
委 員 長	異議なしと認めます。 議案第15号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
委 員 長	挙手多数です。 したがって、議案第15号は、原案のとおり可決されました。
委 員 長	続きまして、議案第16号「令和2年度筑前町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について」を、議題とします。 説明を求めます。 人権・同和対策室長
人権・同和対策室長	それでは、ご説明をさせていただきます。 令和2年度筑前町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算書の1ページをお願いいたします。 令和2年度筑前町の住宅新築資金等貸付事業特別会計予算は、次に定めるところによる。 第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ812万9,000円と定める。 歳出のほうからご説明をします。予算書の7ページをお願いいたします。 1款1項1目一般管理費、今年度予算額525万7,000円、前年度と比較して108万1,000円の増額です。 主な増額要因は、貸付金の回収に関しまして、債権管理業務指導や訪問、面談等に携わっていただく収納対策アドバイザー1名の謝金としまして、60万円を新たに計上しております。 また、住宅新築資金等貸付事業に関する重要書類の保管のため、耐火キャビネットを備品として購入したいと思っております。 その他につきましては前年度並みでございますが、債務者の死亡等により相続人調

	査等に時間と経費を要する案件も出てきております。 続きまして3款1項1目予備費です。287万2,000円。 次に歳入の説明をいたします。6ページをお願いいたします。 1款1項2目償還推進助成事業補助金、本年度予算額40万8,000円です。前年度から9,000円の減となっております。この事業に対する県の補助金ですけれども、補助金額は滞納件数等による算出となりますので、見込みとして計上しております。 4款繰越金につきましては、前年度と同額を計上しております。 5款2項1目から4目までは貸付金の返済分の収入でございます。本年度予算合計で372万1,000円、前年度と比較しまして13万5,000円の増となっております。こちらにつきましては、債務者の返済計画等により見込んだ額でございます。 以上で、ご説明を終わります。
委員長	説明が終わりましたので、質疑に移ります。 河内委員
河内委員	予算書の6ページです。 諸収入、今、債務者の返済計画によってこの見込みを立てたというご説明でしたけれども、何人分か分かりますか。
委員長	人権・同和対策室長
人権・同和対策室長	お答えいたします。 一応、滞納者全員、全件数、全員の分でございます。
委員長	河内委員
河内委員	貸付残と滞納者の件数、金額をお願いします。
委員長	人権・同和対策室長
人権・同和対策室長	お答えいたします。 令和2年2月の現在で、完納が3件ございましたので、滞納件数は61件、金額は1億2,278万8,729円です。以上です。
委員長	河内委員
河内委員	もうこの滞納分も随分長くなっているんですけども、法的手段へ訴えるという考えはないんでしょうか。
委員長	人権・同和対策室長
人権・同和対策室長	お答えいたします。 返済が長期間、滞っている場合ですとか抵当権がある案件につきましては、抵当権の実行を検討いたします。 ただ、差し押さえ等の法的手段をとる場合は、裁判所の申し立てなど様々な手続きが必要となります。経費もかかりますので、費用対効果も検討する必要があると思っております。 ただ今のところ、そのような案件はございませんので、困難事例とか法的な事項なども必要に応じて弁護士相談等も活用していきたいと思っております。
委員長	他に質疑はございませんか。 これで質疑を終わります。 これから、議案第16号「令和2年度筑前町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について」を、採決したいと思います。 これに、ご異議ありませんか。 (異議なし)
委員長	異議なしと認めます。 議案第16号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。

	(賛成者挙手)
委員長	挙手多数です。 したがって、議案第16号は、原案のとおり可決されました。
休憩	
委員長	ここで休憩をいたします。 11時5分から再開をいたします。 (10:54)
再開	
委員長	休憩前に引き続き、会議を開きます。 (11:05)
委員長	昨日の給食費の件で、教育課長から発言の申し出がありますので、これを許可します。 教育課長
教育課長	昨日の河内委員の幼児教育無償化に関する質問について、回答させていただきます。 幼稚園に対する副食費の補助につきましては、補助の要件がございまして、年収360万円未満相当の世帯の子ども、または所得階層にかかわらず第3子以降の子どもに限った世帯について、月額4,500円を上限として副食費の補助がなされているということでございます。以上でございます。
委員長	続きまして、議案第17号「令和2年度筑前町下水道事業会計予算について」を、議題とします。 説明を求めます。 上下水道課長
上下水道課長	改めましておはようございます。 議案第17号の令和2年度筑前町下水道事業会計予算について、ご説明を申し上げます。 まず、下水道事業の概要について、最初にご説明いたします。 本町につきましては、公共下水道事業及び農業集落排水事業によりまして、認可区域の整備を完了いたしているところでございます。 また、それぞれの事業区域以外の地域を対象にしました合併浄化槽補助事業で汚水処理を推進しているところでございます。 下水道の施設整備は既に完了をしているために、現在は負担金、使用料の料金賦課徴収業務、汚水処理に係る施設の維持管理業務が主な内容となっております。 近年では民間によります住宅開発等が活況しておりまして、ライフラインの要である下水道の接続が急増している状況でございます。そのために必要となる汚水管渠の延伸工事や公共枘設置を並行して実施しているところでございます。 適正な維持管理や的確な更新管理を推進するとともに、今後とも効率的な経営や財政の健全化に努めてまいりたいと、そのように考えているところでございます。 それでは、予算についてご説明を申し上げます。 別冊の令和2年度筑前町下水道事業会計予算書をお手元にお出しください。 1ページをお開き願います。 令和2年度筑前町下水道事業会計予算、第1条、令和2年度筑前町下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。 第2条、業務の予定量は、次のとおりとする。 年間有収水量2,753,434立方メートルを想定いたしております。 主要な建設改良事業は、汚水管渠工事と流域下水道建設費負担金でございます。

	第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。 収益的収入及び収益的支出は、それぞれ13億6,703万1,000円としたものでございます。なお、前年度比2.5%の減です。 第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。 ただし、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3億6,996万2,000円は、当年度分損益勘定留保資金3億6,996万2,000円で補てんするものでございます。 資本的収入3億9,248万1,000円、資本的支出7億6,244万3,000円となったところでございます。 2ページをお願いいたします。 第5条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法につきましては、表記載のとおりでございます。 借入限度額といたしまして5,490万円とするものです。 第6条、一時借入金の限度額は5,400万円と定めます。 資金不足が生じる場合に、運営資金として一時借入をするものでございます。 第7条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。 営業費用と営業外費用でございます。 第8条、次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以上の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならないといたしまして、職員給与費5,029万2,000円を定めているところ です。 第9条、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりとする。 営業費用としての経費としまして1,612万5,000円、減価償却費としての経費はございません。公債費としての経費2億5,233万7,000円。いずれも交付税算定基礎に含まれない基準外繰入金に相当するものでございます。 それでは、詳細についてご説明を申し上げますので、25ページをお開き願いたいと思います。 主なものについて、ご説明をいたします。 まず、収益的収入及び支出でございます。 収入の部、1款1項営業収益5億666万8,000円、前年度比0.5%の増でございます。 1目使用料4億8,183万3,000円は、令和元年度決算額から推計したものでございます。 2目他会計負担金の1、雨水処理負担金2,384万4,000円、令和元年6月の決算統計に基づきまして、雨水処理に要する経費として基準内繰入金を計上するものでございます。 2項営業外収益8億6,036万3,000円、前年度比4.2%の減でございます。 2目他会計補助金1,612万5,000円は、営業費用として一般会計からの補助金です。それぞれの金額は、先ほど申し述べました予算第9条で説明したとおりでございます。 3目他会計負担金4億7,521万円、この金額につきましては、高資本費対策費に係る経費等として一般会計からの負担金であり、交付税算定基礎に含まれる基準内繰入金でございます。 26ページをお願いいたします。 9目雑収益の4のその他雑収益1,698万円は、流域下水道に伴います宝満川上流流域下水道維持管理負担金の精算還付金によるものでございます。
--	---

	27ページをお開きください。 次に支出の部でございます。 2款1項営業費用11億4,328万6,000円、対前年度比0.9%の減でございます。 1目管渠費4,371万8,000円は、污水管施設の管理に伴う経費でございます。主なものを説明いたします。 16修繕費1,676万4,000円、この金額はマンホール中継ポンプ場の修繕計画に基づきまして、10カ所のポンプ等を更新、マンホールと舗装段差解消のため舗装補修等を24カ所予定をいたしているものでございます。 21委託料1,440万2,000円、管路の巡視点検整備・清掃及び都市下水路清掃委託を予定いたしております。 23工事請負費595万4,000円、国道386号線の道路工事等に伴うマンホールの改修が主でございます。従前のマンホール高の調整及び付帯工事15カ所を含めて予算計上をさせていただいております。 前年度と比較しまして、相当減少いたしておりますけれども、昨年度は浸水・雨水対策といたしまして、朝日第1雨水管線の改修工事を行ったことございまして、今回はその予定はございません。 2目処理場費1億5,472万7,000円は、処理施設の管理に伴う経費でございます。 16修繕費1,224万5,000円、処理場機械機器類の更新修繕を計画的に実施しておりまして、公共下水道施設として12機器類、農業集落排水施設といたしまして3機器類の修繕を予定しているものでございます。 21委託料1億566万4,000円、処理場施設の運転管理委託、汚泥の処分・運搬が主な委託の内容でございます。 増加要因といたしましては、処理場の運転管理委託に係ります人件費の増、汚泥に対します処分量が増加していること、併せて消費税増税に伴い増額になったものでございます。 28ページをお願いいたします。 4目総係費6,100万1,000円、事務的経費に伴うものでございます。人件費等については省略させていただきます。 21委託料1,257万9,000円、増加の要因につきましては、今回筑前町流域関連公共下水道事業計画策定及び公営企業会計支援業務経費を新たに追加したものでございます。 29ページをお開きください。 5目流域下水道維持管理負担金1億6,235万4,000円、福岡県に支払います夜須地区の流域汚水処理に係る維持管理負担金でございます。 汚水処理量の増加及び消費税増税に伴います負担金単価の増によるものでございます。 2款2項営業外費用2億2,063万5,000円、対前年度比9.9%の減となったところです。 1目支払利息1億9,463万5,000円、これにつきましては、起債償還に伴います利息の分でございます。 2目消費税及び地方消費税2,600万円、これは、令和元年6月の消費税の確定申告に伴いまして、営業収益に係る消費税額を見込んだものでございます。 30ページをお願いいたします。 次に資本的収入及び支出に関する内容でございます。 収入の部です。
--	---

	3款1項1目建設改良企業債5,490万円です。公共下水道の污水管渠、公共枅の新設、流域下水道においては、本管管渠及び朝日中継ポンプ場の耐震化等の建設費の負担、農業集落排水につきましては公共枅新設工事が、この起債の対象となるものでございます。 3項3目他会計補助金2億5,233万7,000円は、公債費として一般会計からの補助金です。予算第9条でご説明したとおりでございます。 4項1目他会計負担金7,055万4,000円は、資本勘定他会計補助金等及び臨時財政特例債等といたしまして一般会計からの負担金であり、交付税算定基礎に含まれる基準内繰入金でございます。 31ページをお開きください。 次に、支出の部でございます。 4款1項建設改良費8,400万5,000円、対前年度比71.8%の増でございます。 1目施設整備費6,314万円、人件費については省略させていただきます。 23工事請負費4,365万6,000円、これにつきましては、污水管渠工事、民間開発工の関係で延伸をする工事が既に予定がなされております。5件、245メートル、公共枅新設工事としまして公共下水道で58件、農業集落排水事業で5件を予定をいたしておるところでございます。よって、前年より1,502万5,000円の増となったところです。 2目流域下水道建設費負担金1,683万3,000円、前年度比より1,186万6,000円の増となっております。これは、流域下水道におきます管渠及び中継ポンプ場等の耐震補強工事を県が実施をしております。昨年度より補助対象額が増加したことによりまして、それに伴います負担金も併せて増加をいたしたところでございます。よって、今回1,186万6,000円の増で見込んだところです。 3目固定資産購入費403万2,000円、これにつきましては、近年、集中豪雨等の緊急時排水処理設備といたしまして、排水用水中ポンプ及びそのポンプ付帯設備、ポンプ場緊急時対応発電機を、今回購入を計画いたしましたものでございます。 4款2項企業債償還金6億7,543万8,000円、対前年度比1.6%の増です。これは、起債償還の元金に相当するものです。 7ページをお開き願いたいと思います。 7ページには、令和2年度のキャッシュ・フロー計算書を添付させていただいております。 ここに記載のとおり業務活動、投資活動、財務活動のキャッシュ・フローとなっております。期末残高が9,373万6,000円余となり資金不足は生じません。 以上をもちまして、令和2年度筑前町下水道事業会計予算についての説明に代えさせていただきます。よろしく願いいたします。
委員長	説明が終わりましたので、質疑に移ります。
河内委員	河内委員
河内委員	予算書の23ページです。 (1)で、固定資産の減価償却方法とありますが、有形固定資産のうち機械及び装置、器具及び備品が6年から15年、5年から15年となっておりますが、何年を採用しているのかお尋ねします。
委員長	上下水道課長
上下水道課長	お答えいたします。 23ページの耐用年数の関係でございます。 これにつきましては、建物につきましては、処理場の建物、鉄筋コンクリート造り

	でございますので50年、機械及び装置につきましては、下水道用の計測器を15年、下水道用の滅菌装置設備を10年、機械器具及び備品につきましては、処理場器具といたしましてエンジン発電機、発動発電機でございますけれども15年、処理場備品といたしまして水質検査器具等々を5年、それぞれ用途に応じた耐用年数を採用をいたしているところでございます。
委員長	他に質疑はございませんか。 これで質疑を終わります。 これから、議案第17号「令和2年度筑前町下水道事業会計予算について」を、採択したいと思います。 これに、ご異議ありませんか。 (異議なし)
委員長	異議なしと認めます。 議案第17号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
委員長	挙手全員です。 したがって、議案第17号は、原案のとおり可決されました。
委員長	続きまして、議案第18号「令和2年度筑前町水道事業会計予算について」を、議題とします。 説明を求めます。 上下水道課長
上下水道課長	続きまして、議案第18号の令和2年度筑前町水道事業会計予算について、ご説明を申し上げます。 最初に、水道事業の概要について、ご説明を申し上げます。 令和2年1月末現在におきまして5,733件、人口といたしまして17,199人の方に水道をご利用いただいている現状でございます。 令和元年度においても民間主導によります住宅開発等が頻繁に行われておりまして、整備区域内を前提に開発事前協議等で下水道と同様に水道の接続を強力的に推進しているところでございます。 これからもあらゆる機会を通じまして水道普及を推進するとともに、安全で安心な水の供給を図り、公衆衛生の向上、生活環境の改善と水道事業の健全で安定的な運営に努めてまいりたいと、そのように考えているところでございます。 それでは、予算についてご説明申し上げます。 別冊の令和2年度筑前町水道事業会計予算書をお手元にお出しください。 1ページをお開き願いたいと思います。 令和2年度筑前町水道事業会計予算、第1条、令和2年度筑前町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。 第2条、業務の予定量は次のとおりとする。 給水戸数といたしまして6,000戸、年間総給水量1,246,000立方メートル、1日平均給水量3,413立方メートルを予定しているところでございます。 第3条、収益的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。 収益的収入及び収益的支出はそれぞれ4億8,492万7,000円といたしたものです。 2ページをお願いいたします。 第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。 なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額9,760万6,000円は、過年度分損益勘定留保資金9,760万6,000円で補てんするものでございます。

	資本的収入はございません。 資本的支出9,760万6,000円となったところです。 3ページをお開き願いたいと思います。 第5条、一時借入金の限度額は1億円と定める。資金不足を生じる場合に運営資金として一時借入を予定するものでございます。 第6条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。 営業費用と営業外費用でございます。 第7条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費といたしまして、職員給与費4,697万5,000円を定めたところでございます。 第8条、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は次のとおりです。 高料金対策費等としての経費6,379万6,000円、福岡県南広域水道企業団建設負担金としての経費3,856万5,000円といたしましたものです。 詳細についてご説明を申し上げます。 23ページをお開きください。 23ページにつきましては、収益的収入及び支出に関する内容でございます。主なものについてのみ説明をさせていただきます。 収入の部、1款1項営業収益3億2,390万9,000円、前年度比8.1%の増となったところでございます。 1目給水収益の水道料金2億9,900万円は、令和元年度決算見込額を基礎といたしまして、令和2年度の利用者の増加を推計し、算出したものでございます。 3目その他営業収益の加入金2,400万円につきましても、令和2年度の加入見込みを令和元年度の実績によりまして推計し、算出したものでございます。 2項営業外収益1億6,101万8,000円、対前年度比5.9%の減となったところでございます。 2目他会計補助金1億236万1,000円につきましては、高料金対策費等に係る経費と福岡県南広域水道企業団建設費負担金としての経費に対する一般会計からの補助金でございます。 減額の要因となりましたのは、総務省基準単価の変更等に伴いまして、高料金対策等が減少したことによるもので、それぞれの金額につきましては、先ほど予算第8条で説明したとおりでございます。 24ページをお願いいたします。 次に支出の部でございます。 1款1項営業費用4億2,440万8,000円、対前年度比4.4%の増となったところでございます。 1目原水及び浄水費1億6,307万8,000円は、県南広域水道企業団へ支払います受水費と企業団負担金の内容でございます。 24受水費1億2,451万3,000円、前年度比に比べまして3,236万9,000円の増となっております。この増になった主な要因につきましては、小石原川ダムの完成によります計画水量の変更に伴いまして、令和元年までは1日当たり4,710立方メートルが、令和2年度から1日当たり6,340立方メートルに変更になることで、受水費が増大することでございます。 2目配水及び給水費2,055万5,000円につきましては、配水施設の管理に伴う経費で、主な増減についてご説明を申し上げたいと思います。 18修繕費812万1,000円、対前年度比749万4,000円の減となっております。配水施設及び舗装等の補修工事等を計上したものでございまして、減の主な要因といたしましては、配水施設の機械機器類等において法定耐用年数に従い、設備
--	--

	機器整備点検及び交換業務を定期的実施しておりまして、令和２年度で対象となる機械機器類が減少することと、また、道路維持補修箇所の減によるものでございます。 ２２動力費１,０００万円、前年度比１７２万円の増です。受水場及び配水場の電気料でございます。 配水量が増加をいたしております。よって、令和元年度の電力量の伸び率を算定基礎といたしまして増額を見込んだものでございます。 ３目総係費６,６０３万５,０００円は、職員６名と会計年度任用職員１名分の人件費及び事務費となっております。 職員１名減に伴いまして、人件費等に係る経費が減額の主な要因でございます。 ２６ページをお開きください。 ２項営業外費用５,７５１万７,０００円、対前年度比２７.５％の増となったところでございます。 増の主な要因につきましては、消費税及び地方消費税の支出について、売上消費税額が増えたこと、よって、令和元年度の実績に伴い見込んだ数字でございます。 ２７ページをお開きください。 次に、施設の整備及び改修に係る資本的収入及び支出の項目でございます。 収入の部につきましては、既に水道創設事業が完了いたしておりますので、収入はございません。 ２８ページをお願いいたします。 支出の部でございます。 １款１項建設改良費７４６万１,０００円、対前年度比２１.５％の増でございます。 １目施設整備費５５２万１,０００円です。委託料といたしまして四三嶋工業団地配水管の実施設計を、今回計画をいたしております。 ２９ページをお開きください。 ２項企業債償還金８,９１４万５,０００円、対前年度比７.９％の増でございます。 平成２６年までに借入れました企業債の償還金の元金に相当するものでございます。 最後になりますけれども、７ページをお開き願いたいと思います。 下水道同様令和２年度キャッシュ・フロー計算書を添付させていただいております。記載のように、業務活動、投資活動、財務活動のキャッシュ・フローとなっております。期末残高が４億２,７９８万１,０００円余となっております。資金の不足は生じておりません。 以上をもちまして、令和２年度筑前町水道事業会計予算につきましの説明に代えさせていただきます。よろしくをお願いいたします。
委員長	説明が終わりましたので、質疑に移ります。 河内委員
河内委員	２０ページです。 注記の中の（１）固定資産の減価償却方法の有形固定資産の主な耐用年数、先ほども下水道のところで聞いたんですが、年数が微妙に違うんですが、その違いをお尋ねします。
委員長	上下水道課長
上下水道課長	それではお答えいたします。 水道事業と下水道事業につきましては、地方公営企業法に基づきます適用を受ける業種、水道事業を含めまして７業種、よって下水道事業は含まれておりません。 しかしながら、公営企業会計上、公営企業法の一部を適用して会計処理を行っているのが現状でございます。 地方公営企業法に基づきます減価償却の耐用年数等々につきましては規定がござ

	います。ただし、先ほど申し上げましたように、下水道事業については、この適用業種に当たりませんので、その規定はございません。 しかしながら、建物等については一般的なものとして引用できます。よって、水道と下水道では耐用年数が異なる。 下水道事業につきましては、規定がない関係上、総務省、自治省のほうの課長通知によりまして、別途耐用年数は示されているところでございます。 よって、議員ご指摘の上水道と下水道で耐用年数が異なるというのは、そういう要因でございます。 すべての細かい数値が規定されておりまして、すべてを網羅する必要はございません。よって、必要な部分のみ想定できるものを、この減価償却の耐用年数として記載するということになっておりますので、対象となるものを想定して耐用年数を、この予算書に記載しているものでございます。以上でございます。
委員 長	石橋委員
石橋委員	23ページで加入金が本年度400万増加しているんですけども、30年度の決算のときに、この水道料の普及率が54.9%だったんですけども、令和元年度の見込みと、あと令和2年度の予定の普及率、それとその普及率に関しまして、何か普及率向上のために、何か取り組みとかされてらっしゃるんでしょうか、お尋ねいたします。
委員 長	上下水道課長
上下水道課長	お答えいたします。 加入金に関する普及率等々の3点ほどのご質問だったのかというふうにご記憶しますけれども。 まず、増額に至る経緯ということなのかというふうに思っておりますが、まず最初にそれでよろしいでしょうか。 増額、今回400万ほど増額をさせていただいております。昨年もそうでしたけれども、近年、民間開発等々によりまして、想定しておりました件数を大幅に増えるという現状のもとに今回きております。 今回の補正でもですね、お願いをしておるかと思えますけれども、それぞれに予定を上回る件数で進捗いたしております。 併せて、ここ近年の、3年間の数値を申し上げたいと思います。 平成29年が、約でございますけれども、2,637万円余の加入金が発生いたしました。平成30年度が3,148万円ほどの加入金、そして、この令和元年度が見込みではございますけれども、約2,800万ほどになるのではなからうか、というふうに想定いたしております。 なかなか加入金をですね、計算するというのは難しいものがございまして、はっきり申し上げまして、民間開発が、どのような影響で進出してくるかというのが読めません。 ただしながら、近年このような推計の元に試算をして、これが妥当だろうということで、今回2,800万を令和元年度で想定させていただきましたので、実際、もう既に2,700万ほど加入金は入っております。2月末の現在で。 そういうことからしまして、2,400万を推計いたしたところでございます。 次に、普及率の関係にならうかと思えます。 令和元年度末の普及率につきましては、58%を見込ませていただいております。 今の現状で申し上げますと、2月末現在で57.9%、あと少しで58になるのではなからうかということでございます。 併せて、令和2年度につきましては、先ほど事業計画の中で6,000件の加入戸数

	と言いますか、給水戸数というふうに申し上げましたが、これから想定しますとおり、60%を普及率として見込んでいるところでございます。 最後になるかと思いますが、普及に対する取り組みのご指摘かと思っております。 なかなかですね、水道の創設事業を行っている課におきましては、それぞれの整備区域において説明会等々をやってまいりまして、加入促進を図ってきたところです。しかしながら、平成30年度で完了しました。 あらゆる機会をとというふうなことで、先ほど説明いたしましたけれども、実は出前講座等で地元のほうに説明に伺うということもやっております。その際には水道の優位性、安全性と言いますか、停電時の使用時とか、そういった優位性を含めてですね、PRをさせていただいているところでございます。 併せて、近年ではですね、井戸水の水質の不安、若しくは井戸水ポンプの故障等々の問い合わせが増えてきているのも現状でございます。 そういうふうな現状を踏まえつつ、必要な部分については説明、そして問い合わせに答えているという現状、併せて、住宅開発が最近、頻繁に行われておりますので、住宅開発に伴います事前協議においてはですね、水道接続を強力的にお願いをしている。 よって、そのことで、ほぼ100%の接続推進に繋がって、しいては、それが普及率の向上に繋がっているものというふうに確信しているところでございます。以上でございます。
委員長	柳委員
柳委員	自分は、もう山間地域に住んでおりますので、なかなか井戸水を使う人が多くて、上水、なかなか加入していただけてない地域があるというのを存じ上げております。消火栓の関係があるんで、ぜひ、引いてくれというふうなお願いはしているんですけども、なかなか難しいようです。 それで、数字的のところを見ますと、上水が1,246,000トンの予定で、下水が2,753,000トンということで、約、上水よりも下水のほうが倍ぐらい多いわけですので、それがやはり普及率と比例しているのかなというふうに思っているんですけども、そこら辺のご回答をお願いします。
委員長	上下水道課長
上下水道課長	お答えいたします。 今、議員ご指摘のようにですね、比率的に申し上げますと、その比率になるかと思えます。 ただしながら、水道事業につきましては、井戸水兼用という部分等がございますので、一概にその比率が、イコールその普及率ということではないということを、申し添えておきたいと思えます。以上でございます。
委員長	他に質疑はございませんか。 これで質疑を終わります。 これから、議案第18号「令和2年度筑前町水道事業会計予算について」を、採決したいと思います。 これに、ご異議ありませんか。 (異議なし)
委員長	異議なしと認めます。 議案第18号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
委員長	挙手全員です。 したがって、議案第18号は、原案のとおり可決されました。

委員長	続きまして、議案第19号「令和2年度筑前町工業用地造成事業特別会計予算について」を、議題とします。 説明を求めます。 都市計画課長
都市計画課長	それでは、令和2年度筑前町工業用地造成事業特別会計予算書をお願いいたします。 予算書1ページでございます。 令和2年度筑前町の工業用地造成事業特別会計予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算でございます。 第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ207万7,000円と定める。 2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による、でございます。 予算内容を7ページの事項別明細書でご説明いたします。 まず、歳出1款1項1目工業用地造成事業費187万7,000円、前年度比38万8,000円の減額となります。 8節旅費34万2,000円、企業誘致のための訪問や情報収集等のためのセミナー及びフェア等に参加するものです。 13節使用料及び賃借料50万8,000円、不適合土壌を埋設している農地の賃借料です。 14節工事請負費101万6,000円、工業用地維持工事費として、町が所有する造成地の草刈り及び浚渫工事費用でございます。 続いて、2款1項1目予備費、前年度同様20万円を計上しております。 次に、6ページの歳入でございます。 1款1項1目一般会計繰入金109万8,000円、前年度比109万8,000円増額でございます。 4款1項1目繰越金97万9,000円、前年度比148万6,000円の減額でございます。 2ページ、3ページの歳入歳出予算の総額は、それぞれ207万7,000円でございます。 以上で、筑前町工業用地造成事業特別会計予算の説明を終わります。よろしくお願いいたします。
委員長	説明が終わりましたので、質疑に移ります。 河内委員
河内委員	予算書の7ページです。 1款1目13節使用料及び賃借料ですが、この土地賃借料は毎年発生するものか、また、何年契約なのかお尋ねします。
委員長	都市計画課長
都市計画課長	お答えいたします。 借り上げております農地は、工業用地計画区域内でございまして、売却するまでの毎年、発生いたします。また、賃借期間は1年更新となっております。以上です。
委員長	河内委員
河内委員	新借地借家法では、借地についても30年って定められてるんですね。1年契約でできるんですか。
委員長	都市計画課長
都市計画課長	お答えいたします。 1年毎年更新、これで可能だというふうに認識しております。

委員長	他に質疑はございませんか。 これで質疑を終わります。 これから、議案第19号「令和2年度筑前町工業用地造成事業特別会計予算について」を、採決したいと思います。 これに、ご異議ありませんか。 (異議なし)
委員長	異議なしと認めます。 議案第19号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
委員長	挙手全員です。 したがって、議案第19号は、原案のとおり可決されました。
閉 会	
委員長	本特別委員会に付託されました議案第13号から議案第19号までの審査が全部終了しました。 田頭町長
町 長	お礼を申し上げます。 一般会計及び6特別会計、すべて慎重審議いただきまして可決、採択いただきました。ありがとうございます。 この7会計のですね、純計はしておりませんけれども、総額は189億円余でございます。この約190億円をもって筑前町の令和2年度が、健全財政を保ちながら、少子高齢社会をにらみながら、地域づくりを進めていくということでございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。 最初にですね、田中委員のほうから質問がありました財政調整基金の適正規模につきましては、一般的には10%程度、標準財政規模の10%程度と言われておりますし、本町においては、それを超える20%程度をぜひ保つんだという考え方で進んでおるところであります。 金額はですね、標準財政規模が約75億円でございます。その10%とえば7億5,000万程度、その20%ということで15億円はぜひ保っていくんだと。 実際の、令和2年度末のですね、財政調整基金の残高予定は約18億3,000万円でございますので、ぜひ、この額等は保っていきたいと、そのように考えているところであります。 それから、前回も申し上げましたけれども、とにかく今、元利償還金のピークが来るんだと。令和4年度がピークになると、一般会計のピークと。ここまで何とか頑張っていくんだと。そしてなおかつ、令和10年度になりますとですね、下水道会計等が大幅にダウンしていくと。そうなれば非常に財政運営やりやすくなるということになろうかと思っております。 そういった意味で、ぜひ、そのことを念頭に置きながら予算の編成もしているところでございますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。 ただ、起債の残高がですね、ようやく合併前の水準まで戻りました。140億円台、非常に危惧しておりましたけれども、ピーク時には190億を超えておりました。それがようやく140億円台に、今年になってなるということで、一つは、健全財政の一つの水準かなと思っているところでもございます。これもおかげさまでございます。 それではぜひ、採択いただきました予算案、本会議でも採択いただきますようお願い申し上げます。私のお礼の言葉とさせていただきます。お疲れ様でした。
委員長	これをもちまして、予算審査特別委員会を閉会します。お疲れ様でした。

	(11:58)
	上記会議の経過を記載し、その相違ないことを証するために署名する。 委員長 横山善美